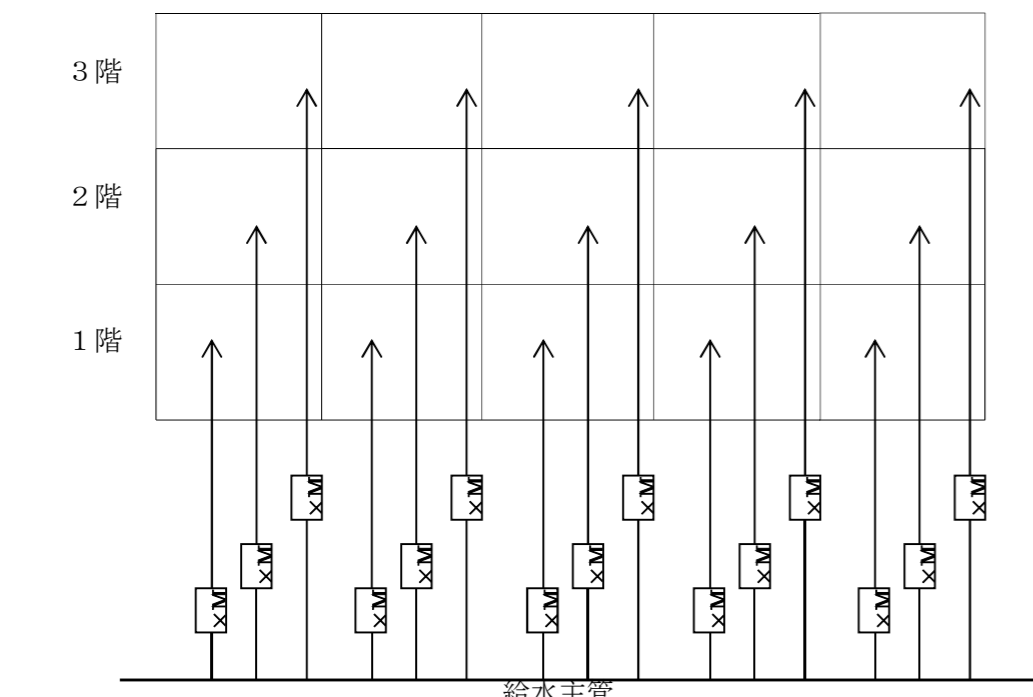
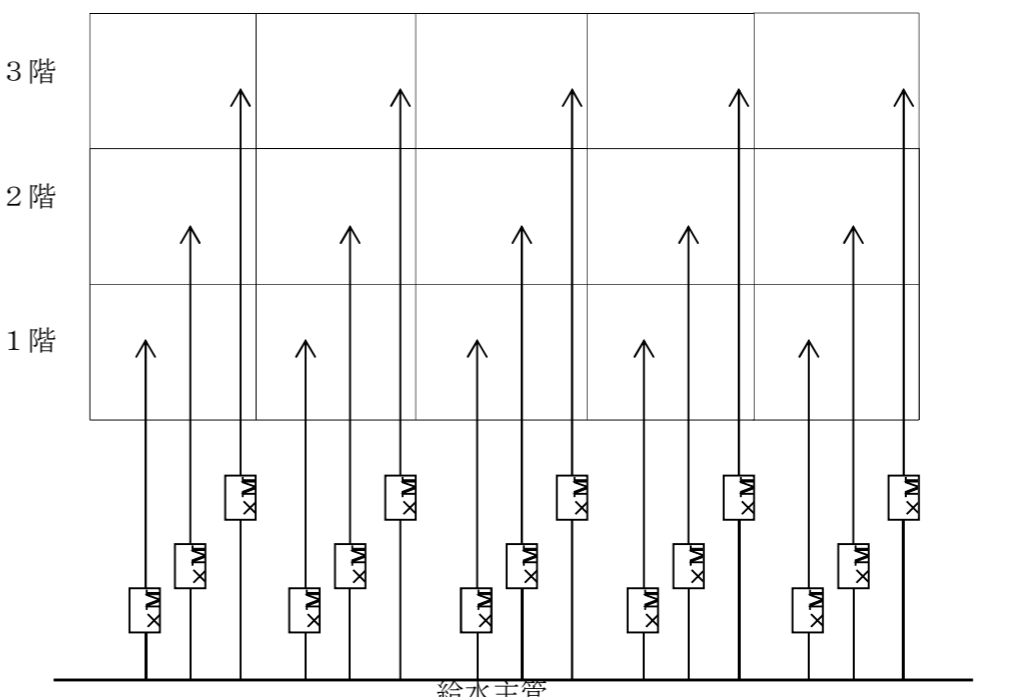
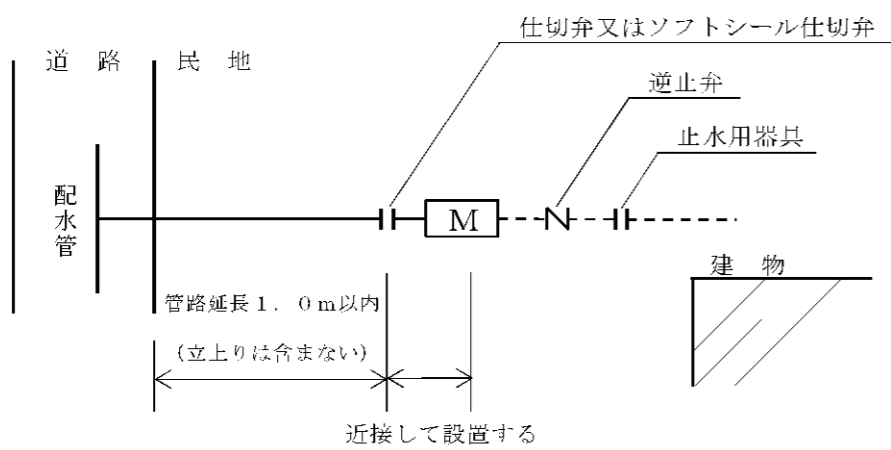
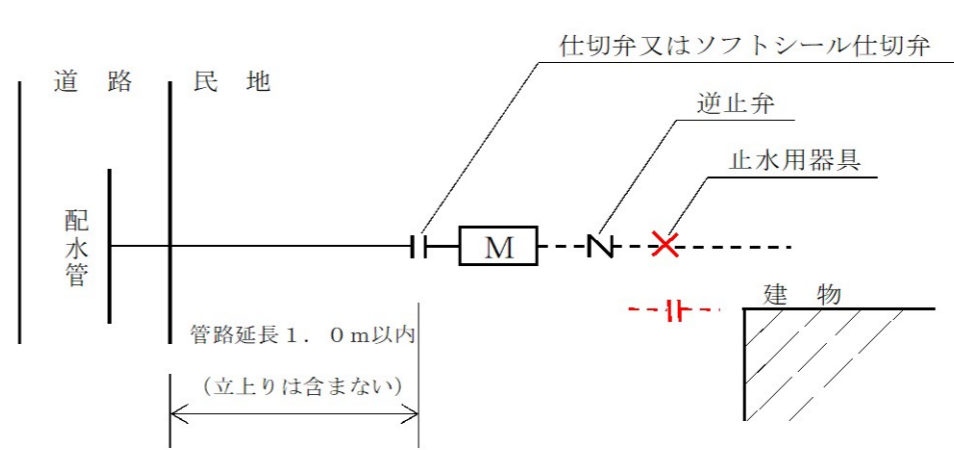


現 行	改 正 (案)	摘 要
<p style="text-align: center;">第 4 章 基本計画</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>3 承認の条件（共通事項）</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(2) 局メーターの設置場所</p> <p>ア 止水器具の下流側へ近接して設置すること。</p> <p>イ 逆付けなく水平に設置すること。</p> <p>ウ 原則として屋外に設置すること。</p> <p>エ 原則として道路境界線に近接し、検針及び取替えが容易な場所に設置すること。（図4-3-1）</p> <p>オ 共同建物の局メーターの設置条件は図4-3-2のとおりとする。</p> <p>カ 局メーターの設置に適さない場所は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 公道及び公道に準じる私道</p> <p>(イ) 車両及び荷物、その他物品の下になりやすい場所</p> <p>(ウ) 炊事場、洗たく場など湿気が多くて暗い場所</p> <p>(エ) メーターボックスの中に水のたまるおそれがある場所</p> <p>(オ) 汚泥又は汚水などの浸入のおそれがある場所</p> <p>(カ) 将来、増改築又は隣地の建築等により支障が予測される場所</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 基本計画</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>3 承認の条件（共通事項）</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(2) 局メーターの設置場所</p> <p>ア 止水器具の下流側へ近接して設置すること。また、局メーターの上流側にメーターと同一の直径の10倍以上、下流側に5倍以上の直管長を設け、適正な計量を確保すること。</p> <p>イ 逆付けなく水平に設置すること。</p> <p>ウ 原則として屋外に設置すること。</p> <p>エ 原則として道路境界線に近接し、検針及び取替えが容易な場所に設置すること。（図4-3-1）</p> <p>オ 共同建物住宅等の局メーターの設置条件は図4-3-2のとおりとする。</p> <p>カ 局メーターの設置に適さない場所は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 公道及び公道に準じる私道</p> <p>(イ) 車両及び荷物、その他物品の下になりやすい場所</p> <p>(ウ) 炊事場、洗たく場など湿気が多くて暗い場所</p> <p>(エ) メーターボックスの中に水のたまるおそれがある場所</p> <p>(オ) 汚泥又は汚水などの浸入のおそれがある場所</p> <p>(カ) 将来、増改築又は隣地の建築等により支障が予測される場所</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p>局メーター設置においての必要な直管長の追記</p> <p>語句の修正</p>

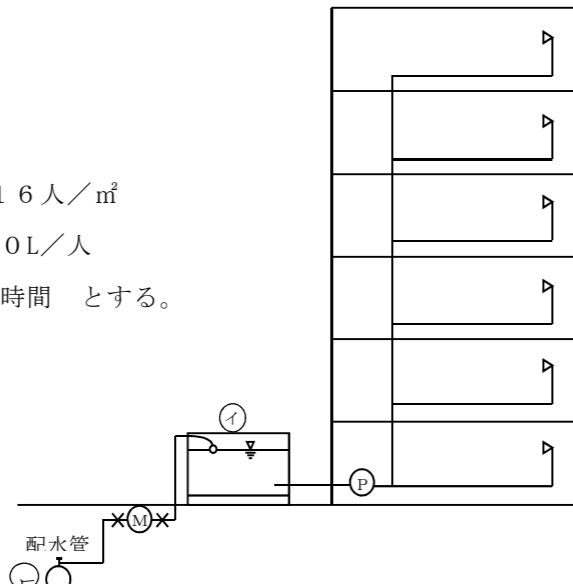
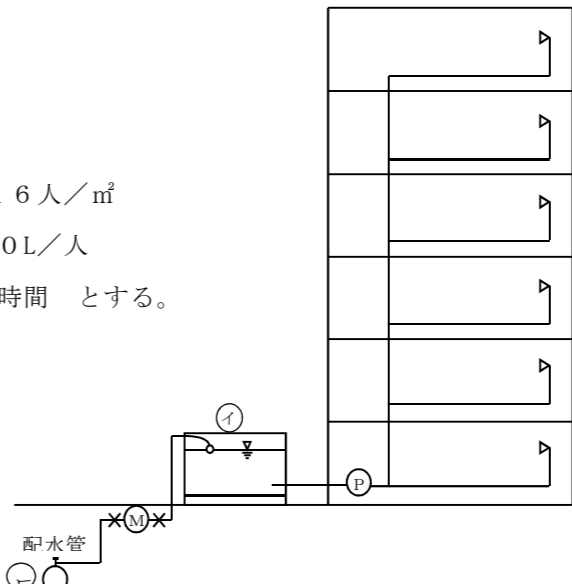
現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>共同建物</p>  <p>図4-3-2</p> <p>注1：メーターボックスの位置をずらし，建物側から上階とすること。</p> <p>注2：メーターボックスの左右の並びに，法則性を持たせること。</p> <p>注3：メーターボックスの蓋裏に水道番号票の貼付け，部屋番号（散水栓）を記入すること。</p> <p>《 省略 》</p> <p>(3) 給水管に関する適用基準</p> <p>《 省略 》</p> <p>イ 給水管の引込みについて</p> <p>(ア) 同一敷地内に引き込む給水管は1本とすること。ただし，次の場合は同一敷地内に2本以上の給水管を引き込むことができるものとする。</p> <p>a 複数建物にそれぞれ局メーターを設置する場合</p> <p>b 給水装置の維持管理上必要と認めた場合</p> <p>(イ) 改造工事，撤去工事等，不要となる給水管は分岐箇所で撤去すること。また，団地給水施設内で，複数の区画を敷地とする建物等へ給水装置工事を行う場合は，先行して分岐している引込管のうち不要となる引込管を分岐箇所で撤去すること。</p> <p>《 省略 》</p>	<p>共同建物住宅等</p>  <p>図4-3-2</p> <p>注1：メーターボックスの位置をずらし，建物側から上階とすること。</p> <p>注2：メーターボックスの左右の並びに，法則性を持たせること。</p> <p>注3：メーターボックスの蓋裏に水道番号票の貼付け，部屋番号（散水栓）を記入すること。</p> <p>《 省略 》</p> <p>(3) 給水管に関する適用基準</p> <p>《 省略 》</p> <p>イ 給水管の引込みについて</p> <p>(ア) 同一敷地内に引き込む給水管は1本とすること。ただし，次の場合は同一敷地内に2本以上の給水管を引き込むことができるものとする。</p> <p>a 複数建物にそれぞれ局メーターを設置する場合</p> <p>b 給水装置の維持管理上必要と認めた場合</p> <p>(イ) 改造工事，撤去工事等，不要となる給水管はで使用しない給水装置は，原則として分岐箇所まで撤去すること。また，団地給水施設内等で，複数の区画を敷地とする建物等へ給水装置工事を行う場合は，先行して分岐している引込管のうち不要となる引込管を分岐箇所で撤去すること。</p> <p>《 省略 》</p>	<p>語句の修正</p> <p>表現の変更</p>

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>(4) 止水栓及び仕切弁等の設置</p> <p>ア 設置条件</p> <p>(ア) 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓及び仕切弁又はソフトシール仕切弁は、原則として道路境界線から管路延長（立上り含まない）が1.0m以内の敷地内に設置すること。</p> <p>(イ) 仕切弁を設置した場合、口径、埋設深さ、私設の有無等がわかる表示キャップを鉄蓋に取り付けること。</p> <p>(ウ) 止水栓は甲止水栓とする。局が指示する場合は、副栓付甲止水栓、盗水防止型甲止水栓、盗水防止型副栓付甲止水栓を設置すること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>イ 設置場所</p> <p>(ア) 配水管から分岐して最初に設置する止水器具に近接して局メーターを設置する場合</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>φ50mm以上の場合</p>  <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p>(4) 止水栓及び仕切弁等の設置</p> <p>ア 設置条件</p> <p>(ア) 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓及び仕切弁又はソフトシール仕切弁は、原則として道路境界線から管路延長（立上り含まない）が1.0m以内の敷地内に設置すること。</p> <p>(イ) 仕切弁を設置した場合、製作メーカー、口径、回転数等を明示した名板等を鉄蓋の蝶つがい部分に取り付け、口径、埋設深さ、私設の有無等がわかる表示キャップを鉄蓋の所定の位置に取り付けること。</p> <p>(ウ) 止水栓は甲止水栓とする。局が指示する場合は、副栓付甲止水栓、盗水防止型甲止水栓、盗水防止型副栓付甲止水栓を設置すること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>イ 設置場所</p> <p>(ア) 配水管から分岐して最初に設置する止水器具に近接して局メーターを設置する場合</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>φ50mm以上の場合</p>  <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p>名板の設置について 追記</p>

現 行	改 正（案）	摘 要
<p>φ 50mm以上の場合</p> <p>《 省略 》</p> <p>4 承認の条件</p> <p>(1) 直結直圧式</p> <p>《 省略 》</p> <p>(2) 直結直圧式（3階直圧給水）</p> <p>《 省略 》</p> <p>ケ 用途、規模及び構造が同一とみられる共同建物における3階への給水管は、局メーター口径20mm以下に限り1口径増径することができる。</p> <p>注：1戸建建物とは、1建築物を1専用栓（1個の局メーター）で給水するものをいう。</p> <p>共同建物とは、1建築物を複数の専用栓（複数の局メーター）で給水するものをいう。</p> <p>《 省略 》</p> <p>(4) 受水槽式</p> <p>《 省略 》</p> <p>カ 雑用水槽及び消火水槽等の設置</p> <p>(7) 受水槽の水質保全のため別水槽とすること。</p> <p>(イ) 雑用水槽等への給水管の引込みは、受水槽経由の落とし込み配管とすること。</p>	<p>φ 50mm以上の場合</p> <p>《 省略 》</p> <p>4 承認の条件</p> <p>(1) 直結直圧式</p> <p>《 省略 》</p> <p>(2) 直結直圧式（3階直圧給水）</p> <p>《 省略 》</p> <p>ケ 用途、規模及び構造が同一とみられる共同建物における3階給水栓高さが分岐位置道路面から5.5m以上の共同建物等への給水管は、局メーター口径20mm以下に限り1口径増径することができる。</p> <p>注：1戸建建物とは、1建築物を1専用栓（1個の局メーター）で給水するものをいう。</p> <p>共同建物等とは、1建築物を複数の専用栓（複数の局メーター）で給水するものをいう。</p> <p>《 省略 》</p> <p>(4) 受水槽式</p> <p>《 省略 》</p> <p>カ 雑用水槽及び消火水槽等の設置</p> <p>(7) 受水槽の水質保全のため別水槽とすること。</p> <p>(イ) 雑用水槽等への給水管の引込みは、受水槽経由の落とし込み配管とすること。</p> <p>(ウ) 受水槽経由で落とし込みできない場合は、副受水槽を設置し、これに一旦給水した後、雑用水槽等へ給水すること。</p>	<p>現在の運用に合わせて表現の変更</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の追加</p>

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>(イ) 受水槽経由で落とし込みできない場合は、次の条件をすべて満たさなければならない。</p> <p>a 雑用水と消火用水を併用した水槽又は雑用水のみの水槽で、配管内の停滞水が生じない構造とすること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(エ) 給水設備には、用途の識別表示を設置すること。</p> <p>キ 給水設備の維持管理</p> <p>(7) 給水設備の維持管理に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>5 添付書類</p> <p>受水槽式、直結増圧式（猶予含む）の場合は、給水装置工事申請書に以下の書類を添付すること。</p> <p>(1) 維持管理者等選任（変更）届</p> <p>(2) 誓約書</p>	<p>(エ) 受水槽経由で落とし込みできない場合は、副受水槽の設置が困難な場合は、次の条件をすべて満たさなければならない。</p> <p>a 雑用水と消火用水を併用した水槽又は雑用水のみの水槽で、配管内の停滞水が生じない構造とすること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(オ) 給水設備には、用途の識別表示を設置すること。</p> <p>キ 地下水等と併用する際の留意点</p> <p>給水設備は、水道水のみの専用系統の設備を設けることが原則であるが、適正な維持管理が行われることで衛生上の問題がなく、以下の条件を満たす場合に限り、受水槽内において、水道水と地下水等を混合することができる。</p> <p>(ア) 口径に関わらず、メーター下流に逆止弁を設置すること。</p> <p>(イ) 当該施設が水道水と地下水等を混合して給水していることを施設内に掲示すること。</p> <p>(ウ) 受水槽上流側の地下水等の配管には、副受水槽と同等の機能を有する処理水槽等を設け、落とし込み配管とすること。</p> <p>(エ) 水質衛生上の管理は「岡山市小規模貯水槽取扱要領」及び「岡山市簡易専用水道の取扱いに係る指導指針」に基づいて維持管理者等が行うこと。</p> <p>キク 給水設備の維持管理</p> <p>(7) 給水設備の維持管理に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>5 添付書類</p> <p>受水槽式、直結増圧式（猶予含む）の場合は、給水装置工事申請書に以下の書類を添付すること。</p> <p>(1) 維持管理者等選任（変更）届</p> <p>(2) 誓約書</p>	<p>語句の追加</p> <p>地下水等と併用する際の留意点を追記</p>

現 行	改 正 (案)	摘 要																														
<p style="text-align: center;">第 5 章 設 計</p> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p> <p>2 給水管の口径決定</p> <p>(1) 口径決定の基準</p> <p>給水管の口径は、計画使用水量を十分に供給できること。また、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておくこと。</p> <p>口径の決定は、次の事項を考慮し、給水栓の立ち上りの高さ、総損失水頭等を加えたものが設計水圧の水頭以下となるように計算により求める。</p> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p> <p>(3) 給水管引込み延長及び栓数</p> <p>給水管引込み延長及び栓数は給水装置の使用水量、給水方式等の実情に適した計算により決定する。ただし、一般住宅等については表 5-2-2 を超えない内容のものは水理計算書の提出を省くことができる。</p> <p>なお、団地給水施設、共同住宅の給水主管について、延長がφ 40mmで150m、φ 50mmで200m以内の場合は水理計算書の提出を省くことができる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表 5-2-2 給水管の引込み延長及び栓数</p> <table border="1" data-bbox="409 1312 1044 1564"> <thead> <tr> <th>給水管の口径</th> <th>引込み延長</th> <th>栓数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>20mまで</td> <td>8まで</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>45mまで</td> <td>16まで</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>65mまで</td> <td>水理計算による</td> </tr> <tr> <td>40mm以上</td> <td colspan="2">水理計算による</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p>	給水管の口径	引込み延長	栓数	13mm	20mまで	8まで	20mm	45mまで	16まで	25mm	65mまで	水理計算による	40mm以上	水理計算による		<p style="text-align: center;">第 5 章 設 計</p> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p> <p>2 給水管の口径決定</p> <p>(1) 口径決定の基準</p> <p>給水管の口径は、計画使用水量を十分に供給できること。また、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておくこと。給水管の口径は配水管最小動水圧時においても設計水量を十分に供給できる口径とし、かつ著しく過大でないものとしなければならない。</p> <p>口径の決定は、次の事項を考慮し、給水栓の立ち上りの高さ、総損失水頭等を加えたものが設計水圧の水頭以下となるように計算により求める。</p> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p> <p>(3) 給水管引込み延長及び栓数</p> <p>給水管引込み延長及び栓数は給水装置の使用水量、給水方式等の実情に適した計算により決定する。ただし、一般住宅等については表 5-2-2 を超えない内容のものは水理計算書の提出を省くことができる。</p> <p>なお、団地給水施設、共同住宅等の給水主管について、延長がφ 40mmで150m、φ 50mmで200m以内の場合は水理計算書の提出を省くことができる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表 5-2-2 給水管の引込み延長及び栓数</p> <table border="1" data-bbox="1656 1325 2291 1577"> <thead> <tr> <th>給水管の口径</th> <th>引込み延長</th> <th>栓数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>20mまで</td> <td>8まで</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>45mまで</td> <td>16まで</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>65mまで</td> <td>水理計算による</td> </tr> <tr> <td>40mm以上</td> <td colspan="2">水理計算による</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p>	給水管の口径	引込み延長	栓数	13mm	20mまで	8まで	20mm	45mまで	16まで	25mm	65mまで	水理計算による	40mm以上	水理計算による		<p>表現の変更</p> <p>語句の修正</p>
給水管の口径	引込み延長	栓数																														
13mm	20mまで	8まで																														
20mm	45mまで	16まで																														
25mm	65mまで	水理計算による																														
40mm以上	水理計算による																															
給水管の口径	引込み延長	栓数																														
13mm	20mまで	8まで																														
20mm	45mまで	16まで																														
25mm	65mまで	水理計算による																														
40mm以上	水理計算による																															

現 行	改 正 (案)	摘 要																																
<p>(7) 口径決定の計算方法</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>イ 受水槽式（集合住宅）の口径決定</p> <p>(ア) 計算条件</p> <p>計算条件を次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">設計水圧</td> <td>0.2 MPa</td> </tr> <tr> <td>給水高さ</td> <td>4.5 m</td> </tr> <tr> <td>給水管延長</td> <td>25 m</td> </tr> <tr> <td>2LDK</td> <td>20戸</td> </tr> <tr> <td>3LDK</td> <td>30戸</td> </tr> </table> <p>表5-1-8より</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">有効面積当たりの人員</td> <td>0.16人/m²</td> </tr> <tr> <td>使用水量</td> <td>200L/人</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>15時間 とする。</td> </tr> </table>  <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	設計水圧	0.2 MPa	給水高さ	4.5 m	給水管延長	25 m	2LDK	20戸	3LDK	30戸	有効面積当たりの人員	0.16人/m ²	使用水量	200L/人	使用時間	15時間 とする。	<p>(7) 口径決定の計算方法</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>イ 受水槽式（集合住宅共同住宅等）の口径決定</p> <p>(ア) 計算条件</p> <p>計算条件を次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">設計水圧</td> <td>0.2 MPa</td> </tr> <tr> <td>給水高さ</td> <td>4.5 m</td> </tr> <tr> <td>給水管延長</td> <td>25 m</td> </tr> <tr> <td>2LDK</td> <td>20戸</td> </tr> <tr> <td>3LDK</td> <td>30戸</td> </tr> </table> <p>表5-1-8より</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">有効面積当たりの人員</td> <td>0.16人/m²</td> </tr> <tr> <td>使用水量</td> <td>200L/人</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>15時間 とする。</td> </tr> </table>  <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	設計水圧	0.2 MPa	給水高さ	4.5 m	給水管延長	25 m	2LDK	20戸	3LDK	30戸	有効面積当たりの人員	0.16人/m ²	使用水量	200L/人	使用時間	15時間 とする。	<p>語句の修正</p>
設計水圧	0.2 MPa																																	
給水高さ	4.5 m																																	
給水管延長	25 m																																	
2LDK	20戸																																	
3LDK	30戸																																	
有効面積当たりの人員	0.16人/m ²																																	
使用水量	200L/人																																	
使用時間	15時間 とする。																																	
設計水圧	0.2 MPa																																	
給水高さ	4.5 m																																	
給水管延長	25 m																																	
2LDK	20戸																																	
3LDK	30戸																																	
有効面積当たりの人員	0.16人/m ²																																	
使用水量	200L/人																																	
使用時間	15時間 とする。																																	

現 行	改 正 (案)	摘 要
-----	---------	-----

第6章 申請書の書き方

《 省略 》

課 長	課長代理	課長補佐	係 長	係 員	担当者

年 月 日

岡山市水道事業管理者様

申 請 者 住 所

氏 名

担当者名：
連絡先☎：

（本人（代表者）自署又は記名押印）

指 定 給 水 名 称
装 置 工 事
事 業 者 代 表 者 名

担当者名：
連絡先☎：

給水装置工事等取消届

年 月 日付で承認された給水装置工事等について、下記のとおり取消しますのでお届けします。

記

- 1 給水工事受付番号
- 2 水道番号
- 3 工事場所 _____
- 4 取消年月日 年 月 日
- 5 取消理由 _____

【取消処理確認欄】

電子申請	都市情報	営業情報			

6-9

《 省略 》

第6章 申請書の書き方

《 省略 》

課 長	課長代理	課長補佐	係 長	係 員	担当者

年 月 日

岡山市水道事業管理者様

申 請 者 住 所

氏 名

担当者名：
連絡先☎：

（本人（代表者）自署又は記名押印）

指 定 給 水 名 称
装 置 工 事
事 業 者 代 表 者 名

担当者名：
連絡先☎：

給水装置工事等取消届

年 月 日付で承認・受理・承認された給水装置工事等について、下記のとおり取消しますのでお届けします。

記

- 1 給水工事受付番号
- 2 水道番号
- 3 工事場所 _____
- 4 取消年月日 年 月 日
- 5 取消理由 _____

【取消処理確認欄】

電子申請	都市情報	営業情報			

6-9

《 省略 》

現状の取扱いに合わせて語句の修正

現 行	改 正 (案)	摘 要
-----	---------	-----

<p>8 機能試験</p> <p>機能試験は、各給水栓から放水し、局メーター経由の確認及び吐水量、作動状態を確認すること。共同建物においては、水道番号、メーター番号及び部屋番号（散水栓）の整合を確認し、メーターボックスの蓋裏に部屋番号（散水栓）を記入すること。</p> <p>9 工事写真</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p style="text-align: center;">表7-9-1 道路部の写真管理項目</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>道路掘削部(2/2)※1, ※2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種・種別</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">舗装本復旧 ※4</td> <td>舗装版切断</td> <td>切断状況</td> <td>施工中又は施工後</td> <td>施工箇所毎</td> </tr> <tr> <td>舗装版取壊し工</td> <td>取壊し状況</td> <td>施工中又は施工後</td> <td>施工箇所毎</td> </tr> <tr> <td>瀝青材散布工</td> <td>仕上り状況</td> <td>散布中又は散布後</td> <td>施工箇所毎</td> </tr> <tr> <td>・基層工 ・表層工</td> <td>・整正状況 ・転圧状況</td> <td>施工中</td> <td>施工箇所毎</td> <td>撮影頻度は、各層毎とする</td> </tr> <tr> <td>・中間層工 ・コンクリート舗装版工</td> <td>厚さ</td> <td>完了後</td> <td>施工箇所毎</td> <td>撮影頻度は、各層毎とする</td> </tr> <tr> <td>区画線工</td> <td>仕上り状況</td> <td>完了後</td> <td>施工箇所毎</td> <td>溶解式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水圧試験 ※5</td> <td>管路水圧試験</td> <td>水圧状況</td> <td>・試験開始時 ・試験終了時</td> <td>試験実施箇所毎 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること</td> </tr> <tr> <td>不断水工事の水圧試験</td> <td>水圧状況</td> <td>・試験開始時 ・試験終了時</td> <td>試験実施箇所毎 ・不断水連絡工 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること</td> </tr> <tr> <td>水質確認</td> <td>確認状況</td> <td>確認時</td> <td>確認実施箇所毎</td> <td>当局から指示した場合提出すること</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	舗装本復旧 ※4	舗装版切断	切断状況	施工中又は施工後	施工箇所毎	舗装版取壊し工	取壊し状況	施工中又は施工後	施工箇所毎	瀝青材散布工	仕上り状況	散布中又は散布後	施工箇所毎	・基層工 ・表層工	・整正状況 ・転圧状況	施工中	施工箇所毎	撮影頻度は、各層毎とする	・中間層工 ・コンクリート舗装版工	厚さ	完了後	施工箇所毎	撮影頻度は、各層毎とする	区画線工	仕上り状況	完了後	施工箇所毎	溶解式	水圧試験 ※5	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること	不断水工事の水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎 ・不断水連絡工 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること	水質確認	確認状況	確認時	確認実施箇所毎	当局から指示した場合提出すること	<p>8 機能試験</p> <p>機能試験は、各給水栓から放水し、局メーター経由の確認及び吐水量、作動状態を確認すること。共同建物共同住宅等においては、水道番号、メーター番号及び部屋番号（散水栓）の整合を確認し、メーターボックスの蓋裏に部屋番号（散水栓）を記入すること。</p> <p>9 工事写真</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p style="text-align: center;">表7-9-1 道路部の写真管理項目</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>道路掘削部(2/2)※1, ※2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種・種別</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">舗装本復旧 ※4</td> <td>舗装版切断</td> <td>切断状況</td> <td>施工中又は施工後</td> <td>施工箇所毎</td> </tr> <tr> <td>舗装版取壊し工</td> <td>取壊し状況</td> <td>施工中又は施工後</td> <td>施工箇所毎</td> </tr> <tr> <td>瀝青材散布工</td> <td>仕上り状況</td> <td>散布中又は散布後</td> <td>施工箇所毎</td> </tr> <tr> <td>・基層工 ・表層工</td> <td>・整正状況 ・転圧状況</td> <td>施工中</td> <td>施工箇所毎</td> <td>撮影頻度は、各層毎とする</td> </tr> <tr> <td>・中間層工 ・コンクリート舗装版工</td> <td>厚さ</td> <td>完了後</td> <td>施工箇所毎</td> <td>撮影頻度は、各層毎とする</td> </tr> <tr> <td>区画線工</td> <td>仕上り状況</td> <td>完了後</td> <td>施工箇所毎</td> <td>溶解式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水圧試験 ※5</td> <td>管路水圧試験</td> <td>水圧状況</td> <td>・試験開始時 ・試験終了時</td> <td>試験実施箇所毎 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること</td> </tr> <tr> <td>不断水工事の水圧試験</td> <td>水圧状況</td> <td>・試験開始時 ・試験終了時</td> <td>試験実施箇所毎 ・不断水連絡工 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること</td> </tr> <tr> <td>水質確認</td> <td>確認状況</td> <td>確認時</td> <td>確認実施箇所毎</td> <td>当局から指示した場合提出すること</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	舗装本復旧 ※4	舗装版切断	切断状況	施工中又は施工後	施工箇所毎	舗装版取壊し工	取壊し状況	施工中又は施工後	施工箇所毎	瀝青材散布工	仕上り状況	散布中又は散布後	施工箇所毎	・基層工 ・表層工	・整正状況 ・転圧状況	施工中	施工箇所毎	撮影頻度は、各層毎とする	・中間層工 ・コンクリート舗装版工	厚さ	完了後	施工箇所毎	撮影頻度は、各層毎とする	区画線工	仕上り状況	完了後	施工箇所毎	溶解式	水圧試験 ※5	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること	不断水工事の水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎 ・不断水連絡工 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること	水質確認	確認状況	確認時	確認実施箇所毎	当局から指示した場合提出すること	<p>語句の修正</p>
工種・種別		写真管理項目				摘要																																																																																																
	撮影項目	撮影時期	撮影頻度																																																																																																			
舗装本復旧 ※4	舗装版切断	切断状況	施工中又は施工後	施工箇所毎																																																																																																		
	舗装版取壊し工	取壊し状況	施工中又は施工後	施工箇所毎																																																																																																		
	瀝青材散布工	仕上り状況	散布中又は散布後	施工箇所毎																																																																																																		
	・基層工 ・表層工	・整正状況 ・転圧状況	施工中	施工箇所毎	撮影頻度は、各層毎とする																																																																																																	
	・中間層工 ・コンクリート舗装版工	厚さ	完了後	施工箇所毎	撮影頻度は、各層毎とする																																																																																																	
	区画線工	仕上り状況	完了後	施工箇所毎	溶解式																																																																																																	
水圧試験 ※5	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること																																																																																																		
	不断水工事の水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎 ・不断水連絡工 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること																																																																																																		
水質確認	確認状況	確認時	確認実施箇所毎	当局から指示した場合提出すること																																																																																																		
工種・種別	写真管理項目			摘要																																																																																																		
	撮影項目	撮影時期	撮影頻度																																																																																																			
舗装本復旧 ※4	舗装版切断	切断状況	施工中又は施工後	施工箇所毎																																																																																																		
	舗装版取壊し工	取壊し状況	施工中又は施工後	施工箇所毎																																																																																																		
	瀝青材散布工	仕上り状況	散布中又は散布後	施工箇所毎																																																																																																		
	・基層工 ・表層工	・整正状況 ・転圧状況	施工中	施工箇所毎	撮影頻度は、各層毎とする																																																																																																	
	・中間層工 ・コンクリート舗装版工	厚さ	完了後	施工箇所毎	撮影頻度は、各層毎とする																																																																																																	
	区画線工	仕上り状況	完了後	施工箇所毎	溶解式																																																																																																	
水圧試験 ※5	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること																																																																																																		
	不断水工事の水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎 ・不断水連絡工 ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること																																																																																																		
水質確認	確認状況	確認時	確認実施箇所毎	当局から指示した場合提出すること																																																																																																		
<p>※1 道路掘削部は、公道、私道等を含む分岐本管からの分岐（団地給水施設工事含む）、撤去部、既設管か</p>																																																																																																						

給水装置工事施行基準（令和7年4月） 新旧対照表

現 行	改 正（案）	摘 要
<p>らの連絡部のこととする。</p> <p>※2 撤去工事について、この管理基準（道路掘削部）を適用する。</p> <p>※3 ねじ込み式継手についてはトルク管理が必要。トルク測定の写真は当局から指示した場合提出すること。</p> <p>※4 舗装本復旧について、開発者等のその他事業者により水道工事とは別に施工が行われ、この管理基準の適用が困難な場合は、事前に局職員と協議をし指示を得ること。</p> <p>※5 団地給水施設工事については要提出とする。</p> <p>※6 この管理基準にない項目又は工事の種類、規模、施工条件等によりこの管理基準により難しい場合は、局職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>	<p>らの連絡部のこととする。</p> <p>※2 撤去工事について、この管理基準（道路掘削部）を適用する。</p> <p>※3 ねじ込み式継手についてはトルク管理が必要。トルク測定の写真は当局から指示した場合提出すること。</p> <p>※4 舗装本復旧について、開発者等のその他事業者により水道工事とは別に施工が行われ、この管理基準の適用が困難な場合は、事前に局職員当局と協議をし指示を得ること。</p> <p>※5 団地給水施設工事については要提出とする。</p> <p>※6 この管理基準にない項目又は工事の種類、規模、施工条件等によりこの管理基準により難しい場合は、局職員当局と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>	<p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p>

現 行					改 正（案）					摘 要		
表7-9-2 敷地内の写真管理項目					表7-9-2 敷地内の写真管理項目					語句の修正		
敷地布設部					敷地布設部							
工種・種別		写真管理項目			摘要	工種・種別		写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度				撮影項目	撮影時期			撮影頻度
完成		全景	完成後	1枚以上		完成		全景	完成後		1枚以上	
管工事	管理設深度	土被り	据付完了後	1箇所以上	メーターボックス付近以外で撮影すること	管工事	管理設深度	土被り	据付完了後		1箇所以上	メーターボックス付近以外で撮影すること
	弁栓類取付工 （仕切弁及び止水栓）	取付状況	取付後	施工箇所毎			弁栓類取付工 （仕切弁及び止水栓）	取付状況	取付後		施工箇所毎	
		設置位置 ※1	設置後	施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること 			設置位置 ※1	設置後		施工箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること
メーターボックス設置工	設置状況	設置後	1枚以上	<ul style="list-style-type: none"> ・直結止水栓及び局メーター位置が分かるように撮影すること ・メーター器番及び水道番号票が判読できる写真とする ・集合住宅の場合は、蓋に部屋番号を記入後に撮影すること 	メーターボックス設置工	設置状況	設置後	1枚以上	<ul style="list-style-type: none"> ・直結止水栓及び局メーター位置が分かるように撮影すること ・メーター器番及び水道番号票が判読できる写真とする ・集合住宅共同住宅等の場合は、蓋に部屋番号を記入後に撮影すること 			
	設置位置 ※1	設置後	1枚以上	<ul style="list-style-type: none"> ・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること 		設置位置 ※1	設置後	1枚以上	<ul style="list-style-type: none"> ・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること 			
水道番号票貼付		貼付状況	貼付後	1枚以上	<ul style="list-style-type: none"> ・家周りのどこに貼付けしてあるか分かるように撮影すること ・水道番号票が判読できる写真とする 	水道番号票貼付		貼付状況	貼付後	1枚以上	<ul style="list-style-type: none"> ・家周りのどこに貼付けしてあるか分かるように撮影すること ・水道番号票が判読できる写真とする 	
水圧試験	管路水圧試験	水圧状況	<ul style="list-style-type: none"> ・試験開始時 ・試験終了時 	試験実施箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること 	水圧試験	管路水圧試験	水圧状況	<ul style="list-style-type: none"> ・試験開始時 ・試験終了時 	試験実施箇所毎	<ul style="list-style-type: none"> ・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること 	

給水装置工事施行基準（令和7年4月） 新旧対照表

現 行					改 正 (案)					摘 要
水質確認	確認状況	確認時	確認実施箇所 毎	当局から指示した場合 提出すること	水質確認	確認状況	確認時	確認実施箇所 毎	当局から指示した場合 提出すること	
<p>※1 弁栓類（仕切弁及び止水栓）とメーターボックスのオフセット測定写真の撮影は、施工の有無に関わらず行うこと。</p> <p>※2 この管理基準にない項目又は工事の種類、規模、施工条件等によりこの管理基準により難しい場合は、局職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>					<p>※1 弁栓類（仕切弁及び止水栓）とメーターボックスのオフセット測定写真の撮影は、施工の有無に関わらず行うこと。</p> <p>※2 この管理基準にない項目又は工事の種類、規模、施工条件等によりこの管理基準により難しい場合は、局職員当局と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>					<p>語句の修正</p>

現 行					改 正 (案)					摘 要	
表7-9-3 開発道路内（団地給水施設工事）の写真管理項目 《 省略 》					表7-9-3 開発道路内（団地給水施設工事）の写真管理項目 《 省略 》						
その他					その他						
工種・種別		写真管理項目			摘要	工種・種別		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度				撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
伏越・変化点等		・配管状況 ・土被り	施工後	施工箇所毎		伏越・変化点等		・配管状況 ・土被り	施工後	施工箇所毎	
排水管布設工		配管状況	施工後	施工箇所毎		排水管布設工		配管状況	施工後	施工箇所毎	
弁栓類取付工		取付状況	取付後	施工箇所毎	仕切弁及び止水栓に適用する	弁栓類取付工		取付状況	取付後	施工箇所毎	仕切弁及び止水栓に適用する
鉄蓋据付工		路面との段差	完成後	施工箇所毎		鉄蓋据付工		路面との段差	完成後	施工箇所毎	※6
水圧試験	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	水圧と時刻が判読できる写真とする	水圧試験	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	水圧と時刻が判読できる写真とする
	不断水工事の水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	・不断水連絡工 ・水圧と時刻が判読できる写真とする		不断水工事の水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	・不断水連絡工 ・水圧と時刻が判読できる写真とする
水質確認		確認状況	確認時	確認実施箇所毎	当局から指示した場合提出すること	水質確認		確認状況	確認時	確認実施箇所毎	当局から指示した場合提出すること
<p>※1 団地給水施設工事の道路掘削部については、表7-9-1をもとに施工管理を行うものとする。</p> <p>※2 改造工事等の開発道路部からの布設となる場合は、既設管からの分岐又は連絡施工後の接写写真及び全景写真を撮影すること。また、分岐又は連絡箇所の埋設深度がわかるように撮影すること。</p> <p>※3 断面管理については、分岐部から50m置きとする。</p> <p>※4 ねじ込み式継手についてはトルク管理が必要。トルク測定の写真は当局から指示した場合提出すること。</p> <p>※5 舗装本復旧について、開発者等のその他事業者により水道工事とは別に施工が行われ、この管理基準の適用が困難な場合は、事前に局職員と協議をし指示を得ること。</p> <p>※6 この管理基準にない項目又は工事の種類、規模、施工条件等によりこの管理基準により難しい場合は、局職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>					<p>※1 団地給水施設工事の道路掘削部については、表7-9-1をもとに施工管理を行うものとする。</p> <p>※2 改造工事等の開発道路部からの布設となる場合は、既設管からの分岐又は連絡施工後の接写写真及び全景写真を撮影すること。また、分岐又は連絡箇所の埋設深度がわかるように撮影すること。</p> <p>※3 断面管理については、分岐部から50m置き毎を標準とする。</p> <p>※4 ねじ込み式継手についてはトルク管理が必要。トルク測定の写真は当局から指示した場合は、写真を提出すること。</p> <p>※5 舗装本復旧について、開発者等のその他事業者により水道工事とは別に施工が行われ、この管理基準の適用が困難な場合は、事前に局職員当局と協議をし指示を得ること。</p> <p>※6 鉄蓋の表示キャップ、弁栓類の名板等の写真を撮影すること。</p> <p>※6-7 この管理基準にない項目又は工事の種類、規模、施工条件等によりこの管理基準により難しい場合は、局職員当局と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>					<p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>項目の追記</p> <p>語句の修正</p>	